雇用保険受給中の方へ

再就職手当をもらおう！

再就職手当とは、失業給付金が就職後一括で支給される制度です!

雇用保険（失業給付）の手続きをされた方が、早期に安定した職業等に就き、支給要件を満たした場合に支給される手当です。通常、失業給付金は就職日の前日までしか受給できませんが、一定条件を満たすと残った日数分の60%-70%の**再就職手当が受給できます。**

再就職手当受給のメリット！

Point

- 給料＋再就職手当＋就業促進定着手当※で収入ＵＰ！ ※支給要件あり
- アルバイト・パートでも大丈夫！
- 仮に短期で退職しても返還の必要なし！
- 再就職手当は非課税！

詳しい支給要件はココをクリック！

収入比較（例）

就職しなかった場合

所定給付日数120日を最後まで受給

480,000円

※試算条件：所定給付日数120日・給付日額4000円で支給終了まで受給した場合

約2.2倍

その差 576,000円！

早期再就職した場合

早期就職（再就職手当＋給料4ヶ月分）

1,056,000円

※試算条件：所定給付日数120日・給付日額4000円で、給付制限中の就職など１日も基本手当を受給せず早期就職し、受給した再就職手当（70%）の額と就職後の給料（月額180,000円の4ヶ月分）の合計額

Point

再就職手当を受給した方が、**就職後の給料**が加わるので、**失業給付金だけの受給**よりも金額が**大きく**なります！



さらに

就業促進定着手当が受給できる可能性があります！

再就職手当の支給を受けた人が、引き続き再就職先に６ヶ月以上雇用され、前職の退職前６ヶ月間の給料に対し再就職先６ヶ月間の給料が**低下**していた場合、その差額を一部補う制度です。
この手当を利用することで、**さらに受給できる金額が多くなります！**
再就職手当を活用して早期再就職をめざしましょう！

2026/10/26　ハローワーク豊岡